

平成 19 年 9 月 12 日
総 務 省

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会（第 2 回会合） の議事概要について

本日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会（第 2 回会合）が開催されました。議事概要は以下のとおりです。

1 郵政民営化法第 187 条第 1 項の準備行為として行う契約の締結について

内閣総理大臣及び総務大臣より 9 月 10 日付けで認可がなされた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に添付された以下の契約について、森下委員長が設立委員を代表し、株式会社ゆうちょ及び株式会社かんぽを相手方として契約締結を行うことが了承された。

- ① 機構と郵便貯金銀行との間の郵便貯金管理業務の委託契約
- ② 機構と郵便貯金銀行との間の機構法第 28 条第 1 項の規定による機構法第 10 条に規定する郵便貯金資産の運用のための預金に係る契約
- ③ 機構と郵便保険会社との間の機構法第 16 条第 1 項の再保険の契約
- ④ 機構と郵便保険会社との間の簡易生命保険管理業務の委託契約
- ⑤ 機構と郵便貯金銀行との間の「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」の 4 の（４）の木の⑤に掲げる借入契約
- ⑥ 機構と郵便保険会社との間の「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」の 4 の（４）の木の⑤に掲げる借入契約

2 簡易生命保険責任準備金の算出方法書の認可申請（案）について

事務局より、簡易生命保険責任準備金の算出方法書の原案について説明がなされ、当該原案により、森下委員長が設立委員を代表して、総務大臣への認可申請を行うことが了承された。

3 総務大臣への設立準備完了の届出及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の長となるべき者への設立に関する事務の引継ぎについて

事務局より、総務大臣への独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立準備完了の届出及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の長となるべき者への設立に関する事務の引継ぎの内容について説明がなされ、了承された。

また、簡易生命保険責任準備金の算出方法書の総務大臣認可後に、森下委員長が設立委員を代表して、本届出及び引継ぎを行うことが了承された。

（設立委員会事務局連絡先）
総務省郵政行政局貯金企画課
TEL：03-5253-5989（直通）
FAX：03-5253-5991